

病院事業庁指名停止等取扱要領

(趣 旨)

第1条 この要領は、病院事業庁の発生する物品の納入、建設工事等の契約の相手方として不適切な者を排除し、適切な業者を選定するために、病院事業庁における指名競争入札での指名停止又は当該業者に対する発注を見合わせるることについて、必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

第2条 この要領において、指名停止等とは、病院事業庁と取引のある業者（以下「業者」という。）が一定の要件に該当するため、病院事業庁の契約の相手方とすることが不相当として、期間を定め、指名の対象から除外する措置又は発注を見合わせる措置をいう。

(指名停止等の決定)

第3条 指名停止等は、病院事業庁指名審査会（以下「審査会」という。）において決定する。

(指名停止等の要件及び期間)

第4条 業者が、別表第1、同第2及び同第3の各号（以下「別表各号」という。）に掲げる措置要件の一に該当するときは、当該業者に対して別表各号に定めるところにより、期間を定めて指名停止等を行う。

2 県（名古屋港管理組合及び愛知県の出資した公社を含む。）の他の局庁等が指名停止等をした場合には、その指名停止等を準用する。

(下請負人に関する指名停止等)

第5条 前条の規定により指名停止等を行う場合において、当該指名停止等について責を負うべき下請負人があることが明らかなきときは、当該下請負人についても元請負人の指名停止等の期間の範囲内で指名停止等を行う。

2 共同企業体について指名停止を行うときは、当該共同企業体の構成員（当該事案について明らかに責を負わないと認められる者を除く。）について、当該共同企業体の指名停止等の期間の範囲内で指名停止等を行う。

3 指名停止等に係る業者を構成員とする共同企業体については、当該構成員の指名停止等の期間の範囲内で指名停止等を行う。

(指名停止等の期間の特例)

第6条 業者が一の事案により別表各号に措置要件の2以上に該当したときは、当該措置要件ごとに掲げる期間の短期及び長期の最も長いものをもって指名停止等の期間の短期及び長期とする。

2 業者が次の各号の一に該当することになった場合における指名停止等の期間の短期は、それぞれ別表各号に定める短期の2倍（当初の指名停止等の期間が1か月に満たない時は、1.5倍）の期間とする。

(1) 別表第2各号の措置要件に係る指名停止等の期間中又は当該期間の満了後3か

- 年を経過するまでの間に、別表第2各号の措置要件に該当することとなったとき。
- (2) 別表第3第1号から第4号までの措置要件に係る指名停止等の期間中又は当該期間の満了後3か年を経過するまでの間に別表第3第1号から第4号の措置要件に該当することとなったとき。
 - (3) 指名停止等の期間中又は当該期間満了後1か年を経過するまでの間に、別表各号の措置要件に該当することとなったとき。(前1号、2号に掲げる場合を除く。)
- 3 情状酌量すべき特別の事由があるため、別表各号及び前2項の規定による指名停止等の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、指名停止等の期間を当該短期の2分の1まで短縮することができる。
 - 4 きわめて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたときは、指名停止等の期間を当該長期の2倍まで延長することができる。ただし、36か月を超えることはできない。
 - 5 指名停止等の期間中の業者について、情状酌量すべき特別の事由が又は極めて悪質な事由が明らかになったときは、別表各号及び前各項に定める期間の範囲内で指名停止等の期間を変更することができる。
 - 6 指名停止等の期間中の業者が、当該事案について責を負わないことが明らかになったと認められるときは、当該業者について指名停止等を解除するものとする。

(独占禁止法違反等の不正行為に対する指名停止の期間の特例)

第7条 第4条第1項の規定により情状に応じて別表各号に定めるところにより指名停止を行う際に、業者(建設工事等の契約の相手方)が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)違反等の不正行為により次の各号の一に該当することとなった場合には、指名停止の期間を加重するものとする。

- (1) 談合情報を得た場合、又は県(名古屋港管理組合及び愛知県の出資した公社を含む。以下この要領において同じ。)の職員(法令等により公務に従事する議員、委員等の特別法上公務員とみなされる場合を含む。以下この要領において同じ。)が、談合があると疑うに足る事実を得た場合で、業者が、当該談合を行っていないとの誓約書を提出したにもかかわらず、当該事案について、別表第3第2号又は第4号に該当したとき。
- (2) 入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律(平成14年法律第101号)第3条第4項に基づく各省各庁の長等による調査の結果、入札談合等関与行為があり、又はあったことが明らかとなったときで、当該関与行為に関し、別表第3第1号又は第2号に該当する業者に悪質な事由があるとき。
- (3) 県又は他の公共機関(名古屋港管理組合及び愛知県の出資した公社を除く。以下この要領において同じ。)の職員が、公契約関係競売等妨害(刑法(明治40年法律第45号)第96条の6第1項。以下この要領において同じ。)又は談合(刑法96条の6第2項。以下この要領において同じ)の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときで、当該職員の容疑に関し、別表第3第3号又は第4号に該当する業者に悪質な事由があるとき。

(指名の取消し)

第8条 指名停止等を行った場合において、当該指名停止等に係る業者に対して指名し

ているときは、必要に応じて当該指名を取消すものとする。

(指名停止等の通知)

第9条 指名停止等を行ったとき、指名停止等の期間を変更したとき、指名停止等の解除を行ったとき又は県の他の部局庁の指名停止等を準用したときは、業者に書面により遅滞なく通知し、又、あわせて、各病院の長に対し、措置内容を通知するものとする。

ただし、第4条第2項の規定に基づき指名停止を実施した場合は、情報の公開を省略することができる。

2 前項の規定により指名停止等の通知をする場合において、当該指名停止等の事由が、病院事業庁の取引に関するものであるときは、必要に応じて改善措置の報告を徴させるものとする。

(随意契約の相手方の制限)

第10条 指名停止等の措置期間中の業者を随意契約の相手方としてはならない。

ただし、やむを得ない事由があり、あらかじめ審査会の承認を得たときはこの限りでない。

(指名停止等の特例)

第11条 業者が別表各号に定める行為を行ったことを知る前に契約を締結している場合にあっては、契約を継続することができるものとする。

(下請負等の禁止)

第12条 契約担当者は、指名停止等の期間中の業者が病院事業庁の取引に関し、その一部を下請けし、若しくは受託することを承認してはならない。

ただし、やむを得ない事由があり、あらかじめ審査会の承認を得たときはこの限りでない。

(情報の公表)

第13条 庁長は、指名停止に関する情報を原則として公開するものとする。

ただし、第4条第2項の規定に基づき指名停止を実施した場合は、情報の公開を省略することができる。

(その他)

第14条 この要領により難しい場合は、病院事業庁長は、審査会の協議を経て措置を決定する。

附 則

この要領は、平成16年10月 1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年 2月 1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年12月 1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年7月21日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年6月15日から施行する。

別表第1 病院事業庁における契約について生じた事由による措置基準

措 置 要 件	期 間
(虚偽報告) 1 病院事業庁の契約に係る指名競争入札等において、入札前に虚偽の報告を行い、契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1か月以上6か月以内
(契約の締結又は履行の妨害) 2 病院事業庁が締結した契約に関し、契約の締結又は履行することを相当の期間妨害したとき。	当該認定をした日から 1か月以上9か月以内
(監督又は検査の妨害) 3 病院事業庁が締結した契約に係る契約担当者の監督又は検査を妨害したとき。	当該認定をした日から 1か月以上9か月以内
(粗雑な履行) 4 病院事業庁の契約の履行にあたり、過失により粗雑な履行をしたと認められるとき（引き渡された目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）が軽微であると認められるときを除く。）。	当該認定をした日から 1か月以上6か月以内
5 県内における、前号に掲げるもの以外のものの契約の履行にあたり、過失により粗雑な履行をしたと認められるとき（契約不適合が軽微であると認められるときを除く。）。	当該認定をした日から 1か月以上3か月以内
(契約違反) 6 第5号に掲げる場合のほか、病院事業庁の契約の履行にあたり、契約に違反し、契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から 2週間以上6か月以内
7 前号に該当し、違反内容が故意（重過失を含む。）かつ重大であると認められる場合において、病院事業庁が請求した違約金等を滞納しているとき（同号の措置要件に係る指名停止の期間中に納付が確認されたときを除く。）。	前号の措置要件に係る 指名停止の期間終了日 の翌日から納付が確認 されるまで
(安全管理措置の不適切により生じた公衆損害) 8 病院事業庁の契約の履行にあたり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は、損害（軽微なものを除く。）を与えたと認められるとき。	当該認定をした日から 1か月以上6か月以内

9 県内における、前号に掲げるもの以外のものの契約の履行にあたり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は、損害（軽微なものを除く。）を与えたと認められるとき。	当該認定をした日から 1か月以上3か月以内
(安全管理措置の不適切により生じた業者関係者の事故) 10 病院事業庁の契約の履行にあたり、安全管理の措置が不適切であったため、業者関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。	当該認定をした日から 2週間以上4か月以内
11 県内における、前号に掲げるもの以外のものの契約の履行にあたり、安全管理の措置が不適切であったため、業者関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。	当該認定をした日から 2週間以上2か月以内

別表第2 贈賄の措置基準

措 置 要 件	期 間
1 次のイ又はロに掲げる者が、病院事業庁の職員に対する贈賄の容疑により逮捕、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 イ 代表者である個人及び法人にあっては、役員又はその支店、営業所を代表する者（以下「役員等」という。）。 ロ イに掲げる者以外の使用人（以下「使用人」という。）。	逮捕又は公訴を知り、当該指名停止措置を決定した日から 24か月 24か月
2 次のイ又はロに掲げる者が、県内の他の公共機関の職員に対し行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 イ 役員等 ロ 使用人	逮捕又は公訴を知り、当該指名停止措置を決定した日から 3か月以上9か月以内 1か月以上3か月以内
3 次のイ又はロに掲げる者が、県外の他の公共機関の職員に対し行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 イ 役員等 ロ 使用人	逮捕又は公訴を知り、当該指名停止措置を決定した日から 3か月以上9か月以内 1か月以上3か月以内

<p>4 上記1から3に定めるもののほか、贈賄により、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>決裁により決定</p>
---	----------------

別表第3 不正行為等に基づく措置基準

措 置 要 件	期 間
<p>(独占禁止法違反行為)</p> <p>1 業務に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条又は第8条第1号に違反し、契約の相手方として不相当であると認められるとき。 （次号に掲げる場合を除く。）</p>	<p>当該認定をした日から 12か月以上24か月以内</p>
<p>2 県が締結した契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 18か月以上24か月以内</p>
<p>(談合又は公契約関係競売等妨害)</p> <p>3 代表者である個人、法人の役員等又はその使用人が、談合又は公契約関係競売等妨害の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 （次号に掲げる場合を除く。）</p>	<p>逮捕又は公訴を知り、 当該指名停止措置を決定した日から 12か月以上24か月以内</p>
<p>4 県が締結した契約に関し、代表者である個人、法人の役員等又はその使用人が、談合又は公契約関係競売等妨害の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>18か月以上24か月以内</p>

<p>(建設業法違反行為)</p> <p>5 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適當であると認められるとき。 （次号に掲げる場合を除く。）</p>	<p>当該認定をした日から 1 か月以上 9 か月以内</p>
<p>6 県内において、建設業法の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 2 か月以上 9 か月以内</p>
<p>(不正又は不誠実な行為)</p> <p>7 別表第 1，別表第 2 及び前各号に掲げる場合のほか、下記に掲げる事項に該当するとき。</p> <p>イ 業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p> <p>ロ 代表役員等（代表者である個人又は法人の代表権を有する役員（代表権を有する認めるべき肩書きを付した役員を含む。）をいう。）が、禁固以上の刑にあたる犯罪容疑で、公訴を提起され、又は禁固以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1 か月以上 9 か月以内</p>
<p>(その他重大な事案)</p> <p>8 その他重大な事案が発生し、契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p>	<p>決裁により決定</p>